

軽自動車税について ※納期限は5月31日(火)です

①軽自動車税の減免について

身体障がい者のかたの軽自動車の減免は毎年申請が必要です。

▼申請期間 納付書が届いた日～5月24日(火)
(納期限の7日前)

※平成22年度から、肝機能障害1級～3級のかたも減免の対象になりました。

◇申請の際にお持ちいただくもの

- ①身体障害者手帳
- ②免許証
- ③軽自動車税の納付書
- ④印鑑

※ただし、障がいの種類や等級により該当にならない場合もありますので、税務出納課までお問い合わせください。

②軽自動車税を口座振替されるかたへ

軽自動車税を口座振替で納められたかたに対しての車検時に必要な納税証明書は、6月中旬に発送します。

ただし、発送までの間に車検を受けられるかたには随時発行します。引き落としの確認時間を短くするため、お手数ですが引き落としの確認できる預金通帳をご持参のうえ、税務出納課町民税係までおいでください。

③東日本大震災による救済措置について

東日本大震災により被災されたかたで、白鷹町に登録されている軽自動車について申立てを行うと救済措置が受けられます。申立書は町ホームページからダウンロードできます。詳しくは税務出納課までお問い合わせください。

■問い合わせ 税務出納課町民税係 (☎85-6132)

日本赤十字白鷹町分区からお知らせ

平成22年度に発生した災害について、次の団体・個人のかたがたより義援金をいただきました。大変ありがとうございました。

- ◆順不同(敬称略)
- ・こぶし会・ほおずき会
- ・わかあゆ会
- ・復興支援コンサート
- ・ひがしね保育園平成22年度卒園児保護者会
- ・健康づくり推進員東根支部
- ・大木晴司・齋藤さだ子
- ・船山義一・影山長助
- ・関 宏道

※なお、義援金については白鷹町分区を経由し、山形県支部へ送金しております。

義援金をいただいた災害

- 山口県大雨災害
- 広島県大雨災害
- パキスタン洪水災害救援
- 奄美地方大雨災害
- NHK海外たすけあい
- 東日本大震災

「困ったら 一人で悩まず 行政相談」

行政相談委員は行政機関、独立行政法人、特殊法人の業務など役所の業務に対する苦情、要望、意見などの相談を住民の皆さまから受け付け、改善されるよう働きかける仕事をしています。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。相談日は、広報おしらせ版に掲載します。

▼行政相談委員



樋口久子さん(高岡)
(☎85-4574)



奥山正雄さん(荒砥甲)
(☎85-3841)

お気軽に「相談ください」

身体障害者相談員は、身体に障がいのあるかたが日常生活を送るうえでのさまざまな相談に応じます。

4月1日より身体障害者相談員として、3人のかたが委嘱されました。委嘱期間は2年間です。

▼身体障害者相談員

- 金田茂也さん(蚕桑・東根) ☎85-1093
- 金田芳男さん(鮎貝・鷹山) ☎85-3456
- 梅津 榮さん(荒砥・十王) ☎85-5362

6月1日は

「人権擁護委員の日」

- ▼人権特設相談日 6月1日 老人福祉センター(予定)
- ▼人権擁護委員による相談日 毎週月曜日 山形地方事務局米沢支局(☎0238-2212148)または、全国共通人権相談ダイヤル(☎0570-003110)

■担当・問い合わせ

健康福祉課福祉係

(☎86-0111)